○江戸川区都心共同住宅供給事業補助金交付要綱

平成８年10月１日施行

改正

平成26年３月24日要綱第224号

江戸川区都心共同住宅供給事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、江戸川区内において市街地環境の向上及び良好な市街地住宅の供給に資する都心共同住宅供給事業を実施する者に対して、区が必要な助成を行うことを目的とする。

（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　都心共同住宅供給事業　江戸川区都心共同住宅供給事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第２条第１号に規定する事業をいう。

（２）　施行者　実施要綱第２条第３号に規定する者をいう。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（補助対象）

第３条　この補助金の交付の対象となる者は、都心共同住宅供給事業を実施する者とする。

２　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その内容は当該年度における国が定める補助要領等の定めるところによるものとする。

（１）　調査設計計画

ア　事業計画作成費

イ　地盤調査費

ウ　建築設計費

（２）　土地整備

ア　建築物除却等費

イ　補償費等

（３）　共同施設整備

ア　空地等整備費

イ　供給処理施設整備費

ウ　その他の施設等整備等費

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（補助金の額及び算出方法）

第４条　補助金の交付額は、前条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、共同化タイプとマンション建替タイプについては６分の５以内、市街地環境形成タイプについては３分の２以内の合計額とし、予算の範囲内において区長が定める額とする。ただし、国の補助対象にならない駐車場整備費については、３分の１以内とする。

２　前項に掲げる経費のうち、他の事業より補助を受ける場合にあっては、同種の経費を除いた額とする。

３　前２項の経費の算出方法は、当該年度における国の補助要領等の定めるものとする。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）、実施計画（第２号様式の１）及び年度別事業計画内訳書（第２号様式の２）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（交付の決定及び通知）

第６条　区長は、前条による補助金の申請があったときは、申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　区長は、前項の交付決定に当たっては、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため、必要に応じて条件を付することができる。

３　申請者は、前２項による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知を受領した後、14日以内に交付申請取下げ届出書（第４号様式）を区長に提出することができる。この場合において、この申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとする。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（補助金の交付方法）

第７条　補助金の交付は、前条第１項により交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの請求書（第５号様式）の提出をもって行うが、交付に当たっては、次の各号によることもできる。

（１）　補助金は、補助対象事業の出来高を勘案し、概算により交付することができる。

（２） 補助金は、前号の範囲内において、各経費の区分により交付することができる。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（財産処分の制限）

第８条 補助事業者が、補助対象事業により取得し、又は効用を増した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を得なければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数等を勘案して、区長が別に定める期間を経過した場合はこの限りでない。

（補助金の経理及び帳簿等の整理保管）

第９条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに経理及び保管しなければならない。

２ 前項に規定する書類の保管期限は、当該補助事業終了日の属する会計年度の終了後10年間とし、その起算日は、当該補助事業終了日の属する会計年度の翌年度４月１日からとする。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（経費の変更配分）

第10条 経費の配分は、調査設計計画費、土地整備費及び共同施設整備費とする。

２ 補助事業者は、経費の配分を変更しようとする場合は、補助金の経費の配分変更承認申請書（第６号様式）により、区長の承認を受けなければならない。

（事業計画の変更）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、次の各号により、区長の承認を受けなければならない。

（１） 補助金の額に変更を生じない場合は、補助対象事業内容変更承認申請書（第７号様式）を提出する。

（２） 補助金の額に変更を生じる場合は、補助金交付変更申請書（第８号様式）を提出する。

（事業の中止・廃止）

第12条 補助事業者が、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに補助対象事業の中止（廃止）承認申請書（第９号様式）により区長の承認を受けなければならない。

（完了期日の変更）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が交付決定通知に付された期日までに完了しない場合は、速やかに完了期日変更報告書（第10号様式）により区長に報告し、その指示を受けなければならな

い。

（現状報告）

第14条　区長は、補助対象事業の円滑、かつ、適正な執行を図るため、必要に応じて、補助事業者に対しその遂行状況に関して、遂行状況報告書（第11号様式）により、報告を求めることができる。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（遂行命令等）

第15条　区長は、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれらに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命じることができる。

２　区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対して補助対象事業の遂行の一時停止を命じることができる。

３　区長は、第１項の改善命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（実績報告）

第16条　補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（第12条の規定により廃止の承認をしたときを含む。）は、速やかに完了実績報告書（第12号様式）を区長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第17条　区長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定通知の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業をこれらに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命じることができる。

（補助金の額の確定）

第18条　区長は、第16条の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定通知の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第13号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第19条　区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の一部若

しくは全部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（１） 第12条の規定により事業の中止又は廃止をしたとき。

（２） 偽りその他不正な手段により、この補助金の交付を受けたとき。

（３） この補助金を、当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（４） この補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令等に違反したとき。

（５） この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（６） 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。

（７） 補助対象事業費の清算額が補助対象経費に達しないとき。

（８） 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（補助金の返還）

第20条 区長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還命令書（第14号様式）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

２ 前項の規定は、第18条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助事業者が既にその額を超える補助金を交付されている場合においても適用する。

一部改正〔平成26年要綱224号〕

（委任）

第21条 この要綱に定めがあるものを除いては、江戸川区補助金等交付規則（昭和42年江戸川区規則第３号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成８年10月１日から施行する。

付 則（平成26年３月24日要綱第224号）

この要綱は、平成26年３月24日から施行する。

様式（省略）